

○経済産業省告示第百十号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十条第一項の規定に基づき、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針を次のように定め、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六十七号）の施行の日（令和二年五月十五日）から施行する。

令和二年五月十五日

経済産業大臣 梶山 弘志

情報処理システムの運用及び管理に関する指針

この指針は、情報処理の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき、情報処理システムの運用及び管理に関する指針を定めるものである。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一 情報処理システムの運用及び管理に関する基本的事項

事業者は、情報処理システムの運用及び管理を行う基礎として、次に掲げる事項に取り組むべきである。

一 デジタル技術の革新の進展により、ビジネスにおける情報処理システムの重要性が増大していることを認識し、こうした変化が自らにもたらす影響を踏まえ、経営ビジョンの策定及び経営ビジョンの実現に向けたビジネスモデルの構築を行い、ステークホルダーに示すこと。

二 ビジネスモデルを実現するための方策である戦略（以下単に「戦略」という。）を策定し、ステークホルダーに示すこと。

## 第二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

事業者は、情報処理システムの運用及び管理を適切に行うため、戦略の推進に必要な組織を構築するとともに、組織の設計及び運営の在り方について、ステークホルダーに示すべきである。その際、戦略の推進に必要な人材の育成及び確保並びに外部組織との関係構築及び協業についても、重要な要素として考慮するべきである。

## 第三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項

事業者は、情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法として、情報処理システムやデジタル

技術の活用のための環境整備に向けたプロジェクトやそのマネジメント手法等を明確化し、ステークホルダーに示すべきである。

#### 第四 その他情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な事項

事業者は、その他情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために、次に掲げる事項に取り組むべきである。

一 自社の戦略の達成度を評価する指標（以下単に「指標」という。）を定めるとともに、指標に基づく評価の結果を自己評価として示すこと。

二 意思決定機関（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社（以下「会社」という。）のうち、取締役会設置会社（会社法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。以下同じ。）にあつては取締役会、取締役会設置会社でない会社及びその他の法人又は団体にあつては取締役に準ずる機関とする。）は、経営ビジョンの策定や戦略の方向性の決定等に際して、その役割・責務を適切に果たし、また、これらの実現に向けて取組を行う実務の執行を総括する責任者（以下「実務執行総括責任者」という。）を監督すること。

三 実務執行総括責任者は、戦略の実施に当たって、ステークホルダーへの情報発信を含め、主導的な役割を果たすこと。

四 実務執行総括責任者は、情報処理システムやデジタル技術の活用のための環境整備に向けたプロジェクトの策定に向けて、現場において情報処理システムやデジタル技術の活用のための環境整備に従事する者等とも協力しつつ、最新のデジタル技術の動向や、事業者が利用する技術的に陳腐化した情報処理システムの実態等を把握し、対応を適切に行うこと。

五 実務執行総括責任者は、情報処理システムやデジタル技術を活用した事業実施の前提となるサイバーセキュリティに対する脅威への対応を適切に行うこと。